

東京ゼロエミ住宅導入促進事業実施要綱

(制定)令和元年6月21日付31環地地第127号

(改正)令和3年3月9日付2環地地第489号

(改正)令和3年5月17日付3環地環第26号

第1 要綱の目的

本要綱は、東京都(以下「都」という。)が東京ゼロエミ住宅の新築等を普及促進するために行う「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」(以下「本事業」という。)の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、東京ゼロエミ住宅の新築等を行う建築主に対して、当該新築等に必要な経費の一部を助成する。

第3 用語の定義

この要綱における用語の定義は次に掲げるとおりとする。

- 1 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（共用部分を除く。）をいう。
- 2 単位住戸 住宅部分の一の住戸をいう。
- 3 集合住宅等 同一建築物内に独立して単位住戸が二以上ある建築物をいう。
- 4 新築等 新たに建築物を建築すること又は建築物の全部を除却して当該建築物を建て替えることをいう。
- 5 建築主 東京都内(以下「都内」という。)において新築等を行う住宅に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らそれらの工事をする者をいう。
- 6 東京ゼロエミ住宅 住宅の断熱性能の確保と設備の効率化により断熱性能及び設備の省エネルギー性能の水準が高められた都内に存する住宅をいう。
- 7 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。

第4 本事業の具体的な内容

1 助成対象住宅等

助成金の交付対象となる東京ゼロエミ住宅(以下「助成対象住宅」という。)は、都が別に定める要綱に基づき東京ゼロエミ住宅の認証を受けたものであって、単位住戸及び共用部分（人の居住の用に供するものに限る。）の床面積の合計が $2,000\text{m}^2$ 未満のものとする。

また、助成対象住宅に太陽光発電システムを設置する場合にあっては、都が別に定める基準を満たす太陽光発電システムについて助成金の交付対象とする。

2 助成対象者

本事業の助成金の交付対象となる者は、1の助成対象住宅の建築主である個人又は法人とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えんの比率が50%を超える法人を除く。

3 助成金額

本事業の助成金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 戸建住宅の場合にあっては単位住戸当たり500,000円
- 二 集合住宅等の場合にあっては単位住戸当たり200,000円
- 三 太陽光発電システムに係る助成を受ける場合にあっては100,000円に当該太陽光発電システムの発電出力数を乗じて得た額。この場合において、上限額は1,000,000円とする。

第5 本事業の実施体制

都は、次の各号のとおり本事業を実施する。

- 一 都は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 二 公社は、前号の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 三 都は、第一号の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は次の各号のとおりとする。

- 一 本事業の助成金交付申請の募集は、令和元年度（2019年度）から令和3年度まで行う。
- 二 本事業の助成金の交付は、令和元年度（2019年度）から令和4年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（令和元年6月21日付31環地地第127号）

この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

附 則（令和3年3月9日付2環地地第489号、令和3年5月17日付3環地環第26号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日までに交付要綱（令和元年9月10日付31都環公地温第924号による制定から令和2年8月28日付2都環公地温第1107号による改正までの全ての東京ゼロエミ住宅導入

促進事業助成金交付要綱をいう。) 第6条の事前申請がなされた住宅に係る助成金の適用については、この要綱の第4　3の規定にかかわらず、なお従前の例による。